

## 御嵩町子ども・子育て支援事業計画について(補足)

### 1 支援事業計画の進行管理(平成 28 年度進捗状況)について

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が施行され、町では子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度からの 5 年間の計画期間とする「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定した。

この計画は、「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」を基本理念とし、重点施策や基本目標を掲げ、各種施策を推進し、子育て支援事業を進めている。

この計画をより価値の高いものにしていくために、1 年ごとの積み重ねが重要であることから、この計画の点検・評価について、御嵩町子ども・子育て会議において毎年定期的に報告・審議を行いながら、取り組んでいる。

### 2 支援事業計画中間の見直しについて

#### (1) 事業計画等に関する中間年の見直しに「基本指針」の考え方 一部抜粋

国の基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、…認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」とされているため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う。

#### (2) 見直しの要否の基準(作業の手引き) (平成 29 年 6 月 29 日付内閣府事務連絡)

平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも 10% 以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要。

10% 以上のかい離がない場合についても、①平成 29 年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合、②又は市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には見直しを行うものとする。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直しについても、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要の応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

#### ■「量の見込み」の見直し有無について

① 教育・保育は見直しを行わない。

② 地域子ども・子育て支援事業は下記の事業で見直しを実施する。

一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ